

韓国国税庁 税務調査ガイドブック[抄訳／仮訳]発行のお知らせ

韓国国税庁は、「税務調査ガイドブック～税務調査はどのように行われるのか」(英語版)を発行、ホームページにアップしています。

このガイドブックには、わが国の税務調査手続や作法を透明化、適正化するのに役立つ内容がふんだんに紹介されています。わが国の税務行政に民主主義が根づいていると世界に評価されるためには、どのような刷新が必要なのかを教えてください。

そこで、納税者権利憲章をつくる会／TC フォーラムは、英語版を邦訳し、公表することにしました。

TC フォーラムは、代表運営委員でもある石村耕治白鷗大学名誉教授と、TC フォーラムの運営委員でもある阿部徳幸白鷗大学教授・税理士に邦訳をお願いしました。

石村名誉教授は、法律英語の達人で欧米税法の専門家です。また、阿部教授は、韓国税法にも詳しい税務の専門職です。

2025 年 6 月 20 日

韓国国税庁 税務調査ガイドブック[抄訳／仮訳]

Korian National Tax Service, Tax Investigation Guidebook

～税務調査はどのように行われるのか

This is how a tax audit proceeds



邦訳 石村耕治(白鷗大学名誉教授)

阿部徳幸(白鷗大学教授・税理士)

[Tax Audit Guide Book](#) [英文版／HP アクセス 2025 年 6 月 5 日]

邦訳版は[ここをクリック](#)  すれば入手できます

このガイドブックでは、納税者が、手荒な税務調査や調査官からハラスメントを受けたと感じた場合の権利救済を求める作法をしっかりと紹介しています。次のような内容です。

《内容》

● **納税者権利憲章**

● **税務調査の手順**

● **税務調査での納税者のチェックリスト**

- 01 **税務調査への備え**: 不安ないしストレスを感じないために
- 02 **税務調査の開始および進め方**: 公正かつ透明な方法で実施される税務調査
- 03 **税務調査手続終了の仕方**: 調査官は納税者に思いやりをもって手続をします
- 04 **納税者の救済およびお客さま評価**: わたしたち[課税庁]はあなた[納税者]の意見を聞きます

● **追加情報**

【韓国国税庁 税務調査ガイドブック[邦訳]発行にあたってのコメント】

- ・ わが国の国税当局や税理士会などは「自発的納税協力に根差した健全な申告納税制度の発展」のようなお題目を唱えるのが大好きです。
- ・ 申告納税制度は、「納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税をする民主的な仕組み」といわれます。
- ・ ところが、税金の申告や税務調査で大変な思いをしている納税者も少なくないのが実情です。年末調整などで課税庁と直接コンタクトをすることがない給与所得納税者には想像しがたい問題が山積みになっているのです。
- ・ 名実ともに申告納税制度を健全に発展させるとします。この場合には、まず、理想と現実のギャップを解消しないといけません。納税者と課税庁の間を「ウイン・ウイン」の関係にすることが必要不可欠です。こうしたウイン・ウインの関係を構築するのに、納税者は「義務を負う同時に、権利を護ってもらえる」ことを“保証”する課税庁のサービス・スタンダード(基準)が欲しいわけです。
- ・ わが国でも課税庁の権限乱用、徴税強化による「隠れ増税」問題は相当深刻です。この流れにストップをかけるには、わが国「課税庁の文化／カルチャー」を変えないといけません。

- ・ つまり、納税者は、課税庁に、「義務を果たすと同時に、権利を守ってもらえる」ことを“保証”してもらえないようにしないといけません。このためには、課税庁のサービス・スタンダード(基準)をつくらないといけません。
 - ・ 民主主義が根づいている国々では軒並み、政府・課税庁が「納税者権利憲章(法)」を制定しています。課税庁の“サービス・スタンダード(基準)”を明確にし、“公権力を行使する税務職員のマナーを改善する”のが主なねらいです。
 - ・ 民主主義が根づいている国々では、課税庁は、税務調査などを受ける納税者に、サービス・スタンダードの基になる納税者権利憲章をわかり易い言葉で記した書面を「保証書」として手渡します。これにより、納税者を「お客様(カスタマー)」として丁寧に扱うことを約束します。
 - ・ 約束したのにもかかわらず、納税者が、スタンダード(基準)とぶつかる税務調査などで傷ついたとします。この場合、その納税者は、課税庁の執行部門から独立した苦情処理機関／納税者オンブズパースンに駆け込み、直ちに救済を受けられる態勢を整えています。
- * * *
- ・ 納税者権利憲章(法)の名称は、国によって異なります。具体的には「Taxpayers' Charter of Rights」、「Taxpayer Bill of Rights」などです。
 - ・ しかし、いまや、議会(国会)・政府が、納税者権利憲章(法)／憲章(法)を制定し、課税庁が遵守すべき納税者サービス・スタンダード(基準)をわかりやすい言葉で書いた保証書にしてアナウンス／配布するのは、ほぼ当たり前になっています。
 - ・ グローバルに見ても、この作法は、税務行政上の標準仕様になっています。
 - ・ 世界の状況をアバウトに一覧に見ると、次のとおりです。

■世界の納税者権利憲章制定の動き

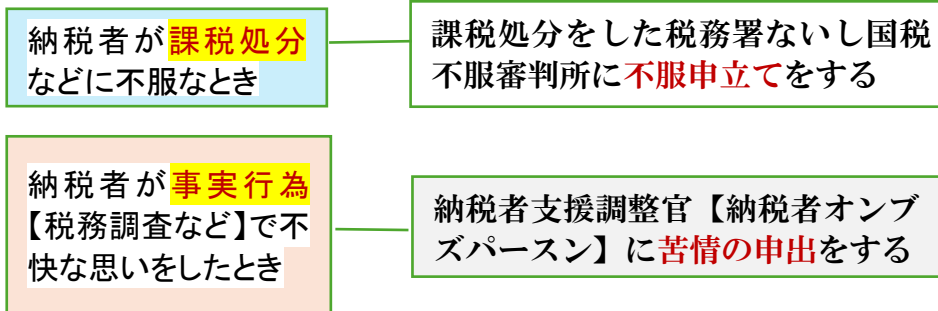
・フランス	1975 年	税務調査における憲章、1981 年	租税手続法典制定
・ドイツ	1977 年	租税基本法改正	
・カナダ	1985 年	納税者の権利宣言。その後、2007 年	納税者権利章典を制定
・イギリス	1986 年	IR(内国歳入庁)納税者憲章。	
	1991 年	IR 新・納税者憲章	
	2006 年	HMRC(歳入関税庁)サービス公約	
	2016 年	HMRC あなたの憲章	
	2020 年	HMRC 憲章	

・ニュージーランド	1992 年	IR(内国歳入庁)お客様(納税者)憲章
・アメリカ	1986 年	アリゾナ州「納税者権利章典法」を制定。以降、 各州で次々と同様の法律を制定
	1988 年	IRS・納税者としてのあなたの権利(その後改定)
	1988 年	連邦第 1 次納税者権利章典法(T1)制定。
	1996 年	第 2 次(T2)制定、
	1998 年	第 3 次(T3)制定
	2016 年	第 4 次(T4)制定
	2019 年	納税者ファースト法制定
・オーストラリア	1997 年	納税者憲章
・大韓民国	1996 年	国税基本法改正、1997 年 納税者憲章
・OECD	1990 年	「納税者の権利と義務～OECD 各国の法制調査」を 発表
・その他		台湾、インド、南アフリカ、ルワンダなどのアップ・カミング 諸国を含めて、納税者サービス・スタンダードや納税者憲 章を制定・アナウンスし、租税手続を整備

《課税“処分”と“事実行為”の違いを知る》

- ・ 事業者の場合、税金の申告をすると、課税庁による申告内容を確認するための税務調査を受けることが多いのです。そして、調査の結果、税金をもっと納めるように課税庁から通知をもらうことが多いのです。
- ・ この手続を、専門用語では、「更正処分」といいます。納税者が、この“処分”(課税処分)に納得できないとします。この場合、課税庁ないし国税不服審判所に“**不服申立て**”ができます。
- ・ この“処分”とは別途、税務行政の現場では、税務調査の際に税務職員の態度が横柄だとか、決められた手続を踏まないとかで、事業者である納税者が不快な思いをすることも少なくないのです。税務調査とかは、“課税処分”ではありません。専門用語では、「**事実行為**」といいます。
- ・ 多くの国々では、この**事実行為**について不快な思いをした納税者が、難しい手続なしで、駆け込んで**苦情を申し出る場**を設けています。
- ・ 権利憲章(法)を制定する国々では、こうした納税者からの苦情申出を請ける独立した特別の[税務に特化した]「オンブズパースン」を置いています。
- ・ 性差別が厳しく問われる以前は、「オンブズマン」といわれた言葉です。
- ・ すでにふれたように、多くの国々では、権利憲章(法)と納税者苦情処理機関／納税者オンブズパースンはセット／パッケージになっています。両者は、いわば 1 枚のコインの表裏のような関係にあるわけです。

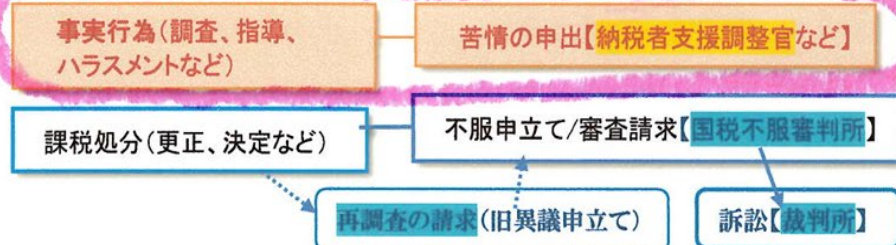
- ・ セット／パッケージが、いまや世界的な“標準仕様”です。



- ・ わが国は、こうした標準仕様から大きく外れています。というのは、サービス・スタンダード(基準)を明らかにする納税者権利憲章(法)がないからです。
- ・ わが国には、「納税者支援調整官」という国の税務に対する納税者から苦情を聴く担当者(オンブズパースン)を置いています(総定員 73 人以内)。
- ・ ところが、設置は、法律によらず、財務省規則による。活動は非公開の秘密通達(国税庁の事務運営方針)による。独立性や透明性に欠け、駆け込み権利救済機関の体をなしていないのです。その存在を知らない納税者が多いのです。税務専門職でも、その存在を知らない人がたくさんいます。つまり、一般への周知が全く足りないのです。国際水準からは程遠く、まさに「名ばかりオンブズパースン」なわけです。
- ・ 例えば、アメリカの場合、連邦課税庁である内国歳入庁(IRS)には、納税者権利擁護官サービス(TAS=Taxpayer Advocate service)が置かれています。
- ・ TAS は、現業部門から完全に独立しています。総勢で 2,200~300 人もいます。全米 74 か所で、年間約 30 万件の苦情の処理や救済依頼に応じています。
- ・ この日米の差は、単なる人口規模の違いではなく、納税者支援政策の遅れを反映しています。
- ・ 今般邦訳した「**税務調査ガイドブック**」を発行しているお隣韓国でも、「納税者権利憲章(法)」と「納税者苦情処理機関／納税者オンブズパースン」のパッケージ／セットになっています。
- ・ つまり、韓国では、納税者権利憲章(法)を定めたうえで、納税者の権利を救済するために2つのルートを設定しているわけです。
- ・ 1つは不当または違法な課税処分から納税者を救済(不服申立てなど)するルートです。
- ・ そして、もう1つは、課税庁の納税者保護官、納税者保護担当官、納税者保護委員会などで、手荒い税務調査など(事実行為)で被害を受けた納税者の権利を救済するルートです。

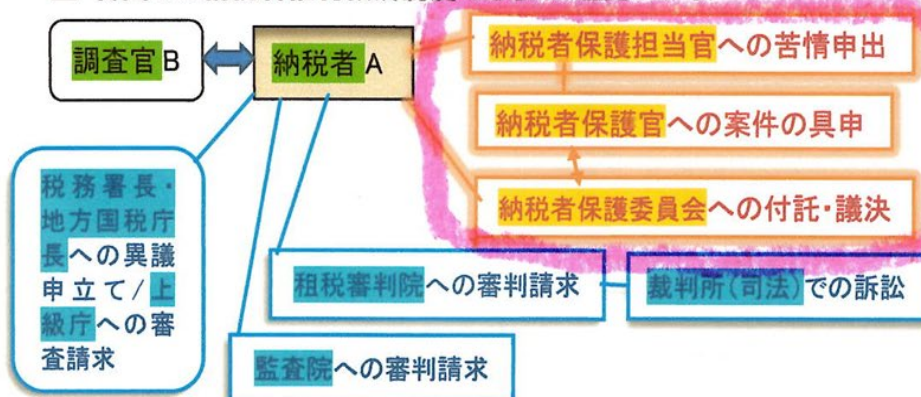
【コラム1】「課税(行政)処分」と「事実行為」の違いは

- ・ アメリカやカナダ、韓国など、いまや民主主義の価値を大事にする国々では納税者権利憲章(法)/憲章(法)と表裏一体となる形で、課税庁の不当な事実行為(手荒な税務調査・指導・ハラスメントなど)について、納税者の苦情を聴く大きな耳を持った独立した機関(苦情処理機関/駆け込み救済機関/オンブズパーソン)を設けている。
- ・ わが国の事業納税者や税務専門職は「事実行為とは何か?」、「課税処分とどう違うのか?」などを理解する必要がある。
- ・ つまり、「わが国は何で“納税者支援調整官を設けているのか!”」を学ばないといけない。でないと、「納税者権利憲章をつくれば、即税務行政はフレンドリーになる」と勘違いする素になりかねないからである。



- ・ 納税者の苦情を聴く大きな耳を持った独立した機関(苦情処理機関/駆け込み救済機関/オンブズパーソン)に育てあげないと、現在の「課税庁の文化/カルチャー」を変えるのは至難である。
- ・ つまり、現在ある納税者支援調整官の使いこなし、かつ、使い勝手の悪さを刷新することが必須である。

■ 韓国での納税者権利救済制度のもとでの主なプレイヤー



- * 事実行為(不当な調査、指導、ハラスメントなど)に関する苦情救済ルートを選択肢
- * 課税処分(更正、決定など)に関する救済ルートを選択肢

《韓国の「納税者権利憲章＋納税者オンブズパースン」のパッケージ》

納税者権利憲章

納税者の権利は、憲法と法律により尊重されかつ保障されます。

納税者には、申告等の協力義務を履行しなかった場合や、具体的な脱税の疑いがない限り誠実であると推定されます。納税者は、法令によってのみ税務調査対象として選定され、公正な課税のための調査は最小限の期間と範囲に限定して受ける権利があります。

納税者には、証拠隠滅のおそれなどが無い限り、1つの税務調査についてその期間と理由に関して事前に通知を受け、事業上やむを得ない理由がある場合には調査の延期を要求し、その結果の通知を受ける権利があります。

納税者には、税務代理人の支援を受け、明白な脱税の疑いなどが無い限り、重複して調査を受けない権利があります。書類や帳簿は、脱税の疑いがあると認められる場合、納税者の同意のもと、税務官署に一時的に留め置かれることがあります。

納税者には、法令に税務調査の期間が延長または中止される場合、調査範囲が拡大される場合、または調査が終了した場合には、その理由と結果を書面によって通知を受ける権利があります。

納税者には、違法もしくは不当な処分または手続によって権利が侵害された場合や、侵害されるおそれがあると認められる場合には、その処分の適法性に対して不服申立てをして救済を受け、納税者保護担当官および納税者保護委員会を通じて正当な権益の保護を受ける権利があります。

納税者には、自己の税務情報について秘密として保護を受け、権利行使のために必要な情報の提供を速やかに受ける権利があり、国税公務員からいつでも公正な待遇を受ける権利があります。

韓国 国税庁長官

■韓国の「納税者保護担当官」[1999年に設置／国基法81条の16第2項]の概要

◎納税者保護担当官(国税庁に納税者保護課長1人、地方国税庁[日本の国税局に相当]に6人、全国の99税務署に107人を配置)

納税者保護担当官は、「納税者保護事務処理規程」を典拠に、納税者の権利保護に係る事務および納税者が申し出た苦情を処理するために、税務署長から独立して、納税者の立場に立って、次のような権限を行使することができる。

- ① **税務調査中止命令権**: 重複調査、調査権の濫用等があり、納税者の権利が不当に侵害されていると判断できる場合に、調査の中止を求める権限(この命令は、国税庁の「納税者保護官」(詳しくは後述)が行うものとされる。)
- ② **課税処分中止命令権**: 税法の適用の誤り、事実認定の錯誤等より不当な課税が行われると推認される場合には、課税処分の中止を求める権限
- ③ **職権是正要求権**: 違法または不当な課税処分が確認される場合には、職権でその是正を求める権限
- ④ **書類閲覧権**: 税務署が保存する租税の賦課・徴収にかかるあらゆる書類を閲覧する権限。ただし、調査中の事案、および脱税にかかる情報を除く。

《調査後、納税者保護担当官からのハッピーコールの実施》

《税務調査手続のお客様評価／アンケート調査の実施》

《納税者保護官＋納税者保護委員会の設置》

■ 韓国での納税者権益保護制度刷新の沿革(概要)

- ・1974 年 国税基本法(国基法)の制定／公布
- ・1975 年 国基法に権利救済手続(選択的三審制)*の盛り込み、租税審判院が発足。
- ・第1審:審査請求、第2審:審判請求【租税審判院での審判、または監査院での審判】。異議申立ては審査請求前の選択事項
- ・1981 年 告知前審査制度【韓国最初(初期)の事前権利救済制度】の導入
- ・1988 年 税金苦情処理制度【現行の苦情処理制度に発展】の施行
- ・1994 年 国民苦情処理委員会(総理府所管)【オンブズパースン】の設置
- ・1996 年 課税処分前適否審査制度を国税庁訓令*に規定
- ・訓令とは、行政機関の内部関係において上級機関が下級機関に対し、その権限の行使を一般的に指示するために発する一般的な形式の命令であって、条文形式または施行令形式により作成される。このことから、対外的に法規としての性質を持たないものと解される。わが国でいう「執行通達」に近いもの
- ・1996 年 国基法第7章の2【納税者の権利】規定を創設
- ・1997 年 **納税者権利憲章の制定**／発出
- ・1999 年 **税務署に納税者保護担当官**[英語名:taxpayer advocate]の仕組み導入
- ・1999 年 課税処分前適否審査(国税審査委員会)の仕組み導入(国基法81条の15)
- ・2000 年 審査請求または審判請求のいずれか1つの手続を経れば、行政訴訟可
- ・2000 年 課税処分前適格審査制度を国基法で法定化
- ・2000 年 納税者事務処理規程の制定

- ・2005 年 地方国税庁(わが国の国税局に相当)に納税者保護担当官を設置
- ・2008 年 地方国税庁・税務署に納税者保護委員会を設置
- ・2008 年 国税庁が「国税行政改革委員会」を設置、同委員会は、納税者保護委員会設置を提言。
- ・2008 年 税務調査等の通知にかかる早期決定申請制度の法制化 *
- * 早期決定申請制度とは、税務調査終了後に送付される課税予告通知書に不服がない場合、課税処分前適否請求期間が経過する前に「早期決定書」を提出することにより、課税処分前適否請求が省略され、増差税額を早期に納付でき加算税負担を軽減することができる仕組み
- ・2008 年 税制改革「勤労奨励税制」(いわゆる「給付つき税額控除」)の導入
- ・2009 年 国税庁に納税者保護官[国税庁内に国税庁長から独立した局長待遇の職位]の新設
- ・2009 年 納税者権利保護要請制度の導入
- ・2009 年 グリーンブック(納税者の権利ガイドブック)の公表・頒布
- ・2010 年 国税庁長の納税者権利保護規定の新設(国基法 81 条の 16)
- ・2010 年 納税者保護官・納税者保護担当官の独立性保障・資格・職務等規定の新設(国基法施行令 63 条の 15)
- ・2014 年 納税者保護委員会を法制化(国基法 81 条の 18／国基法施行令 63 条の 16)
- ・2014 年 不服申立てにおける国選税務代理人制度の施行
- ・2015 年 国選税務代理人制度の開始
- * 国選税務代理人制度とは、経済的な事情で不服代理人を選任できない零細納税者は、零細納税者自身は税法知識が豊富とは言えないため、不服請求が困難であるという問題提起から創設された一定の零細納税者に無料で税務代理人を選任する制度
- ・2018 年 国税庁に納税者保護委員会を設置
- ・2018 年 課税予告通知を国基法に明文化
- ・2020 年 国税審査委員会の審査請求にかかる議決機構化

- ・ 韓国は、国選税務代理人制度や、納税者保護担当官／納税者オンブズパースンの税務調査への立会請求制度などを置いています。
- ・ わが国の税理士会幹部は、会員の浄財で遊び歩くのをやめないといけません。韓国の「国選税務代理人制度」、ドイツの「移民納税者支援制度(移民出身国の税務専門職とドイツ税理士会との税務支援サービスのタイアップ)」などを見習うための有益な視察をし、その導入に汗をかく覚悟が要ります。

- ・ わが国の「納税者支援調整官」は、“名ばかり納税者オンブズパースン”と揶揄されています。刷新は待ったなしです。国会で制度刷新の追及をしても、財務大臣や国税当局はのらりくらりです(第 33 回定時総会・記念講演のご報告)。
- ・ わが国は、韓国の納税者保護担当官制度に学ぶのも一案です。

《調査後、納税者保護担当官からのハッピーコールの実施》

- ・ 韓国国税庁は、税務調査手続改善の一環としてのハッピーコール(happy call)の実施:税務調査終了後、納税者保護担当官が調査を受けた納税者に電話をかけます。
- ・ その際に、納税調査協力へのお礼に加え、「税務調査にかかる苦情」「税務調査で、調査職員から不当な取扱いを受けなかったか、不都合を感じなかったかなど」を含む意見を聞きます。
- ・ 納税者(被調査者)目線で、税務調査職員のコンプライアンス、職業倫理を問うものです。「納税者ファースト」の視点にたち、課税庁の税務調査手続や国税職員のマナー改善が狙いです。

《税務調査手続のお客様評価／アンケート調査の実施》

- ・ 韓国国税庁は、納税者保護担当官主導で、すべての税務調査職員は、法令に定める調査手続を遵守状況や洗練性について、お客様(被調査者)評価を受けることになっています。
- ・ 評価方法は、「お客様評価チェックリスト(Customer Evaluation Check List)」に記入し、調査を実施した官署の納税者保護担当官に、郵便(返信用封筒)、FAX、またはEメールで提出します。
- ・ 現在、2 種類のアンケート調査票があります。
* * *
- ・ ちなみに、TC フォーラムは、パンフ『納税者支援調整官を使いこなそう』(納税者支援調整官 を使いこなそう(TC フォーラム パンフレット)納税者支援調整官を使いこなそう(TC フォーラム パンフレット )をつくり、広報に努力しています。
- ・ 本来であれば、国税庁がこの種のパンフをつくり、実地の税務調査開始の際に、納税者に手渡すのが常識にならないといけないはずです。この国の税務行政のスタンダードが厳しく問われています。